

## 別紙5－1

### 令和元年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

#### 要望1

港区の教育機関や職場における人権研修やシンポジウムのテーマに、認知症や介護、虐待、権利擁護が取り上げられ、幅広い年齢層の区民が正しい知識を得ることができるよう、行政や関係機関に働きかけを継続してほしい。

#### 理由

高齢者虐待については、社会的な関心が高まってきてはいるが、地域住民の虐待に対する理解は、いまだ十分ではない。

虐待については、未然に防止するための対策が重要であり、家族介護者に身体的、精神的、経済的な負担の軽減を図る施策が必要とされている。

虐待を受けている高齢者は、虐待を受けているという事実を恥であると隠そうとしたり、認知症高齢者は、状況を正確に伝えたりすることが困難である場合も多い。また、虐待をしている家族においては、虐待の認識が全くないケースも見受けられる。

虐待ケースの中には、本人が介護サービス利用の拒否をしたり、経済的な理由で本来必要な医療や介護サービスを受けることができず、その結果として、家族が過度の介護負担を強いられ虐待に及ぶケースが見られる。また、支援機関の存在を知らずに、家族内で問題を抱え込んでしまっている場合も多く見受けられる。

近年、小中学校等の教育機関で福祉教育が多く開かれており、今後、認知症サポーター養成講座や高齢者の権利擁護についても福祉教育の場で取り上げ、高齢者や認知症の方が抱える問題をこども達のみならず、親の世代の方にも、広く知ってもらうための取組みを広める。

このような福祉教育や一般市民向けの講演会を通じ、幅広い年齢層の方が、高齢者に関する課題に対して、認識し理解を深める機会を増やす必要がある。

#### 回答

港区では、障がい者・高齢者に対する虐待や権利擁護に関して、区民に正しい知識を持っていただくため「障がい者・高齢者権利擁護講演会」を毎年開催しております。また、支援者向けとして介護保険のケアマネジャーや訪問介護事業所職員、障がい者相談支援専門員を対象に虐待についての研修会を開催しております。

関係行政機関には、虐待防止連絡会議の中で、権利擁護についての情報共有と啓発を図り、また、区民には「広報みなど」を通じて、障がい者・高齢者に対する虐待の正しい知識の普及を広めるための情報を発信しております。

今後も今までの取組みを継続するとともに、港区社会福祉協議会や地域包括支援センター、港区障がい者基幹相談支援センターと連携・協働し、福祉教育の活用も含め、より多くの対象に向けて周知活動を行い、虐待防止に向け早期発見の推進に取り組んでまいります。

担当：港区役所 保健福祉課

## 令和元年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

### 要望 2

成年後見制度やあんしんさぽーとの機能の充実と、正しい知識の普及啓発について、継続して取り組む必要がある。

### 理由

地域ケア会議で、港区には独居高齢者が多いことが課題として取り上げられた。独居で認知症の方も多く、生活全般について支援が必要な状態である場合がある。介護保険で日常生活を支援することは可能だが、契約等あらゆる手続きについては代理人が必要であることが多い。成年後見制度などを活用するにしても、手続きが煩雑であるため司法書士や弁護士に頼むと申請に高額な費用が必要となる。後見人が選任されて以降も、資産に応じた報酬が必要であり、ハードルが高い。市長申立ての場合はかなりの時間を要することがあり、その間に状態が悪化し早急な対応が必要になることがある。

そのため、もっと簡素化できる制度や担当職員の充実を図ることが求められる。

また、まだまだ認知度の低い成年後見制度に関する講演会や勉強会の開催により、正しい知識の普及啓発を引き続き行う必要がある。

### 回答

区社会福祉協議会で実施している「あんしんさぽーと事業」は、利用に至るまでの期間が長いことが課題となっていたため、実施主体である福祉局に改善を要望した結果、1人不足していた人員が平成31年4月より2人増員され、申請から実際に利用に至るまでに最短で3～4か月と、スピーディな対応がなされるようになりました。

また、「成年後見制度」の市長申立てについては後見開始に至るまでに長い期間がかかることが課題となっていましたが、平成31年4月より「成年後見人等候補者検討会議」が設置され、現在は決定までの期間が短くなっています。

成年後見制度は、判断能力の低下の比較的早い段階から利用することにより、本人の意思決定を支援しながら生活の質の向上のために財産を積極的に活用したり、消費者被害から守ることにもつながります。

港区では、権利擁護の観点から、成年後見制度に関する正しい知識の普及啓発に努めています。「市長申立て」に併せて、本人や親族が申立てを行う「本人申立て」「親族申立て」の推進や任意後見、保佐・補助類型の利用につきましても普及するよう努めています。

今後も必要な人が、安心してこの制度を利用できるよう、成年後見支援センターと連携し支援体制を整えていきます。

担当：港区役所 保健福祉課

## 令和元年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

### 要望 3

介護認定訪問調査実施に至るまでの期間の短縮を希望する。

### 理由

認知症高齢者は年々増加しており、認知症状が進行したケースでは、早期の介護サービス導入が必要な事も多いが、介護認定未申請であった場合、介護サービスの利用開始まで時間を要している。

介護認定申請手続きを行ってから、訪問調査が実施されるまで、従来は約1か月の期間であったが、現在は1か月半から2か月程度月日を要している。

訪問調査でシミュレーションを行い、介護度を想定し、暫定で介護サービスを利用するケースも多く、全額自己負担となり死活問題に発展する事も危惧される。

訪問調査員の不足等、人的な問題もあると思うが、訪問調査実施までの長期化により、介護サービスの利用が遅れ、状態が悪化する事も懸念されるため、調査員の増加や、自己負担免除等、体制の早急な見直しが必要である。

### 回答

要介護・要支援認定は介護保険法において、原則として申請日から30日以内に決定しなければならないと規定されています。しかし、国の要介護・要支援認定に係る有効期間の見直しに伴い、今年度当初に申請が集中したことに加え、市内の認定調査の事務受託法人において必要な認定調査員を確保できなかつたことが影響し、認定調査に遅れが生じています。

制度としては、申請日から30日以内に認定の決定ができない場合には、被保険者に対して処理見込期間及びその理由を通知し、処分の延期ができることになっておりますが、関係者の方々には多大な迷惑をおかけしております。

今後も調査期間の短縮に向けて、委託先の認定調査員の確保等に努め、体制強化により原則30日以内に認定できるよう、引き続き福祉局に要望してまいります。

担当：港区役所 保健福祉課

## 令和元年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

### 要望 4

地域医療と介護に関する様々な職種の連携を更に推進するため、継続的に関係職種の業務内容等について理解を深める機会を提供していく必要がある。

また、今後は医療と介護の連携の状況を把握するために具体的な指標を設定し進捗状況を見える化するとともに、医療と介護の連携・顔の見える関係づくりを関係職種全体に広げていく必要がある。

### 理由

専門職を対象にしたグループワーク形式の研修を開催することによって、各職種が様々な意見を出し合える機会が提供されている。また、研修会を通じて在宅医療と介護関係者間で、顔の見える関係づくりが進んできている。

加えて、医療と介護に携わる各職種の業務内容に関する知識と理解が不足しているとの意見もあったため、相互間の連携と理解を深めるための取組みも実施されている。

しかし、一部の多職種間での相互理解や連携は進んでいるが、区内全体の医療と介護の関係者での連携が必要である。

### 回答

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供することが必要です。

港区においては、地域の医療機関や介護事業者等の協力をいただきながら在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、平成26年度に関係機関が参画する「大阪市港区在宅医療・介護連携推進会議」を設置し、専門職を対象とした研修や地域住民への普及啓発、地域の医療・介護の資源の把握等の取組みに着手しました。

また、介護保険法の改正により、平成27年度から在宅医療と介護の連携推進については、大阪市内の各行政区単位で関係機関と連携して取組みを進めています。

港区では、平成27年度より医療と介護に携わる多職種の専門職が交わるグループワーク型研修を開催しているほか、平成28年度からは、在宅医療と介護に携わる各職種に対する理解を深めるため、互いが講師となり自らの業務内容を説明するとともに具体的な事例を紹介しながら他の職種との連携について意見交換を行う、自主勉強会を継続して開催しています。

平成30年度には、従前の取組みを継続して実施するとともに、医療職、介護職それぞれの立場から困難を感じている点を抽出して「ケアマネジャーからの報告シート」「多職種連携シート」を作成しました。両シートは、平成30年8月より大阪市港区在宅医療・介護連携相談支援室のホームページから入手可能となっています。

一方、平成30年4月に介護報酬が改定され、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔や服薬の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師・歯

科医師・薬剤師に必要な情報伝達を行うことが義務づけられたこともあり、以前にも増して医療職、介護職間の連携が重要になっています。作成した「ケアマネジャーからの報告シート」「多職種連携シート」の認知度は高いものの、活用状況は十分とは言えず、活用に向けた取組みを更に進める必要があり、顔の見える関係づくり・連携強化に更に取り組みます。

担当：港区役所 保健福祉課